NCC 日本キリスト教協議会
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-24　振替 00180-4-75788
TEL : 03-6302-1919　FAX : 03-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org　http://ncc-j.org
NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN
JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone : 81-3-6302-1919 Fax : 81-3-6302-1920
E-mail : general@ncc-j.org　http://ncc-j.org

靖国神社春季例大祭にて
首相・閣僚は参拝及び真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣　岸田文雄様

私たち日本キリスト教協議会（ＮＣＣ）靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭毎に、首相及び閣僚らが真榊奉納を行い、また参拝するという「政教分離原則違反」を続けていることを深く憂慮し、毎回抗議を続けて来ました。

今年も4月21日（木）から23日（土）にかけて靖国神社では春季例大祭が行われます。首相及び閣僚が、今回も靖国神社へ参拝及び真榊奉納を行い、これをメディアにて公然と知らせるならば、日本政府と靖国神社が特別な関係にあることを国内外に広く宣伝するものとなります。この行為は特定の宗教である靖国神社への関心を呼び起こして援助する効果をもつと言わざるを得ません。

さらに首相らがその行為を、「私的なもの」と主張したとしても、政府を代表する者の報道を前にしての一連の行動は、「公的」な影響力を発揮するため、「私的」と言うことはできません。

2021年2月24日に出された「那覇市孔子廟訴訟最高裁大法廷判決」においては、その宗教性が問われ、従来「社会通念」の名の下に緩やかに解釈されがちであった「政教分離原則」が厳密に適用され、「社会通念」の言葉をもってしても許容範囲を越えるものは違憲である、とされました。この司法が判断した事実は重いものです。

首相及び閣僚の立場にある者が、靖国神社の戦没者の「霊」に対して参拝し、また真榊を奉納することは、明確な宗教的行為であり、上記の判決に照らしても明らかに政教分離原則に違反しています。

以上の理由から、私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、首相及び閣僚が、一宗教法人である靖国神社の例大祭に参拝及び真榊奉納をせず、憲法の定める政教分離原則を厳格に遵守するよう要請いたします。

2022年4月4日

日本キリスト教協議会（ＮＣＣ）靖国神社問題委員会

委員長　星出卓也